

令和3年3月

工事等関係書類における押印廃止について

事業者の皆様から提出される届出等への押印について、負担軽減・利便性の向上のため、原則として廃止することとし、工事・委託（以下「工事等」という。）等関係書類における押印の見直しについて、次のとおりとします。

記

1 押印の見直しの考え方

- (1) 請負工事、測量・調査・設計業務、その他の委託業務、物品等の購入を同様に取り扱う
- (2) 入札書、契約書及び請書などの契約関係書類の押印は継続
- (3) 事業者からの提出書類は原則押印廃止
 - ア 受注者の社印、代表者印、現場代理人等や管理技術者等の印は廃止
 - イ 現場代理人等通知書など契約約款で規定されているものも押印廃止
 - ウ 工期変更承諾書や設計変更協議書など双方の承諾の証を残す必要があるものは押印継続（工事打合せ簿は除く）
 - エ 本市以外の法令に基づいた様式は押印継続
 - オ 押印された書類も従来通り受け付けます。

2 押印を継続する書類

入札書、封筒封緘（入札）、契約書、請書、変更契約書、変更請書、工事請負仮契約書、物品購入等仮契約書、仲裁合意書、工期変更承諾書、履行期間変更承諾書、納入期限変更承諾書、設計変更協議書、前払金請求書、中間前払金請求書、保管金払出請求書、保証書保管証書兼返還請求書、債権譲渡承諾依頼書、融資実行報告書、工事請負代金請求書

3 押印廃止とする書類

上記2「押印を継続する書類」以外の書類

4 工事等関係書類の様式類について

ホームページに掲載の様式類については、順次更新していきます。

5 適用日

令和3年4月1日

みよし市総務部総務課

電話 0561-32-8006